

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK2021044・2107、SK2021046・2907、SK2021047・3006

③施設の情報

名称：青葉学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：黒沢 俊之助	定員（利用人数）： 42名（36名）	
所在地：福島市土船字新林 24 番地		
TEL：024-593-1022	ホームページ： https://f-aobagakuen.or.jp	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 28 年 4 月 8 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 青葉学園		
職員数	常勤職員： 39 名	非常勤職員 9 名
有資格 職員数	（資格の名称） 児童指導員 10 名 保育士 24 名 家庭支援専門相談員 2 名 里親支援専門相談員 1 名 個別対応職員 1 名 心理療法士 2 名 看護師 1 名 嘱託医 2 名 栄養士 1 名 自立支援担当職員 1 名 食品放射線測定員 1 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	（本園） 居住棟 4 棟（リビング、キッチン、浴室、洗面所、便所等） 事務管理棟（事務室、保健室兼心理室、セラピー室、相談室） （地域小規模） 居住棟 2 棟（食堂、リビング、浴室、洗面所、便所等）	

④理念・基本方針

【基本理念】

社会福祉法人青葉学園は、未来を生きる子どもたちの幸福を願い、人々の福祉が大切にされる社会の実現に向けて歩みます。

【指針】

1. 子ども達と職員との信頼関係を基盤に「愛」に支えられた人間関係や家庭的な環境の下で子どもが養育されるべきであるとの理念に基づいて、子どもの養育と自立を支援します。
2. 子どもの個性を尊重し、家族と協力しながら子どもの成長を支援し、併せて保護者の養育力向上のための支援を行います。
3. 子どもが日々の生活を通して「生きる力」を培えるように支援します。
4. 職員は、子どもの成長に必要な「モデル」(手本)であることを自覚し、自己研磨に努めます。
5. 関係機関や地域・ボランティアの皆様と協力し、子どもの自立を支援します。

⑤施設の特徴的な取組

青葉学園は、戦災孤児を支援した創設者の「児童は家庭的に養育されるべき」という理念を引き継ぎ、昭和28年に社会福祉法人格を取得した歴史ある児童養護施設であり、設立後は一貫して子どもの利益を最優先に考えた施設運営に努めている。

近年、児童養護施設を取り巻く環境が大きく変化する中で、青葉学園は、家庭的養護を進めるために市内2ヶ所に地域小規模養護施設を開設し、児童家庭支援センターの運営を通して地域の子どもや家庭を支えるなど、関係機関・団体や地域住民と連携した事業展開を図っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年4月24日（契約日）～ 令和5年11月25日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	平成30年度 （平成31年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

【質の高い養育・支援】

施設長のリーダーシップのもと職員が一丸となって、子どもたちに受容的・支持的な態度で寄り添いながら、子どもたち自身が主体的に生活を営むことができるように取り組んでいる。令和4年度からそれぞれのホームで職員が調理する方法に変更したことによって、より家庭的な雰囲気の中で職員と子どもがコミュニケーションを図ることができるようになり、職員は養育・支援の質の向上に繋がったと実感している。

【地域における公益的な取組】

従来から地域住民とのつながりも深く、地域のニーズに基づく公益的な取組にも積極的である。市内の社会福祉法人をはじめとする関係機関・団体に参画を呼びかけて結成した「福島地域福祉ネットワーク会議」では、行政区と協力して様々な地域課題や福祉ニーズの把握に努め、移動支援や農福連携に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

【総合的な人事管理】

施設では、人事管理や人材育成の観点から定期的な職員面談などを行っているが、経験年数の浅い職員が多く、職位・職責に応じた職員像の明示や昇進・昇格の基準の明確化などいくつかの課題が散見される。今後は、管理的職員を意図的に育成していくことと併せて、職員自らが将来のキャリアを描くことができるように総合的な人事管理に取り組むことが求められる。

【将来に向けた運営体制の見直し】

近年の事業展開に関連して職員が増えていることなどに伴い、組織の運営体制の見直しも必要となっている。特に、各種会議・委員会・係などについては現状と合致しない部分も見受けられるため見直しを進めるとともに、今後の人材育成も視野に入れ、役割の変更や権限の委譲などにも取り組んでほしい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、第三者評価を実施いただき有難うございました。

当園では、日ごろより、基本理念、指針等を礎に、子どもの最善の利益を第一に日々養育に当たっております。

今般の評価結果は、施設運営において同様の認識であり、ご指摘に対して異論や違和感など全くございません。

特に、今後の法人運営にとっては、人事管理や人材育成を充実させ、職員のキャリア形成、そして、管理的職員の育成が喫緊の課題であります。そのためには、属人的な組織運営の脱却が必要であると認識しています。

また、施設を運営する職員の増加に伴い、役割、職務分掌、指揮系統等を明確化し、業務と職員に係る権限、義務、責任を定め遂行により、スムーズな組織運営ができるよう組織改革に取り組んでいきます。

更に、今般の評価で良い点については、日ごろの運営において劣化することなく継続的に取り組んでいきます。

今般のご指摘いただきました内容について全職員へ共有し、課題の取組を進めていきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>未来を生きる子どもたちの幸福を願うという基本理念のもと、家庭的な環境の中で、子どもの個性を尊重しながら「生きる力」を培う支援が明文化されている。</p> <p>理念や方針はパンフレット等で周知されているが、子どもや保護者にわかりやすく説明するために個別的な工夫も考える必要がある。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉をめぐる動向については、全国児童養護施設協議会などから情報を把握し、施設長等が職員会議の機会などを通じて職員に伝えている。</p> <p>毎月、会計事務所の巡回監査を受けているが、今後は財務状況等の細かい分析を行いながら、組織体制などの検討を進め、持続可能な経営に努めてほしい。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の経営状況や課題については、県の社会的養育推進計画等を踏まえたうえで、理事会等で情報を共有している。</p> <p>近年は、児童家庭支援センターの運営の他、市内 2ヶ所に地域小規模児童養護施設を開所し、施設の小規模化、分散化の具体的な取組を進めている。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人で策定している中・長期計画は、これまで数回にわたり見直しを行っており、現在は、地域貢献活動も視野に入れた令和11年度までの計画期間となっている。</p> <p>計画には、利用定員等の数値目標はあるものの、中・長期にわたる収支計画は未策定であるため、今後検討してほしい。</p>		
⑤	I—3—（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を反映した単年度の事業計画となっており、地域貢献活動に関する内容も盛り込まれている。</p> <p>今後は、事業の実施状況を適切に評価できる仕組みを整えとともに可能な限り数値化した計画とすることが望ましい。</p>		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、中・長期計画との整合性を図りながら制度や社会情勢の変化も踏まえて立案されており、職員に対する周知も行われている。</p> <p>今後は、策定・評価・見直しの過程で、より一層職員の参画を促すよう努めてほしい。</p>		
⑦	I—3—（2）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は施設のホームページに掲載するとともに、広報誌の他、保護者に対して年3回発送する「あおば通信」を活用して周知に努めている。</p> <p>事業計画の内容を子どもや保護者に伝えることは難しい側面もあるが、分かりやすい表現を用いるなど、さらなる工夫に努めてほしい。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（1）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—（1）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、第三者評価基準に基づいた自己評価を行っており、主任・ユニットリーダー会議やケース検討会の場を活用して、養育・支援の内容を評価している。</p>		

<p>今後は、組織的なPDCAサイクルにもとづき、特にA（Act・見直し）の強化を意識して質の向上に取り組んでほしい。</p>		
9	<p>I—4—（1）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>前回の第三者評価の結果を受けて、各種会議の機会を活用し、職員間で課題を共有しながら課題の改善に取り組んでいる。</p> <p>今後は、改善に向けた役割分担の整理・見直しや、限られた時間の中で優先順位をつけて解決すべき課題に取り組むことが必要とされる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—1—（1）施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ—1—（1）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、施設の方針や自らの役割・責任を職員会議等で伝え、職員との信頼関係の構築に努めている。</p> <p>また、災害時や事故発生時における役割についてもマニュアルに明文化し、施設長が不在の場合には、代理者が対応することになっている。</p>		
11	<p>Ⅱ—1—（1）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、福祉分野以外の遵守すべき法令についても広く学び、報道で法令違反等の事案があった場合には、その内容を職員に伝えるなどして、法令遵守の意識化を図っている。</p> <p>他分野で培った経験・実績等を踏まえた施設長の視点は、職員の視野を広げ、施設における新たな取組へとつながっている。</p>		
<p>Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は全国児童養護施設協議会等が主催する各種研修に参加し、専門性の知識向上を図るなど自己研鑽に励んでいる。</p> <p>また、個々の職員の養育・支援の質の向上のために、年2回の職員面談の機会を活用したり、園内研修の開催・充実に努めている。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指</p>	a・b・c

	導力を発揮している。	
<p><コメント></p> <p>施設長は経営状況や改善点を職員に周知するとともに、基本理念の実現に向けた働きやすい職場環境づくりを目指している。</p> <p>施設長がリーダーシップを発揮した改善例としては、各ホームの食事を業者委託から職員が調理する支援方法に変更したことで、食事の場面における子どもとのコミュニケーション強化へとつながった。</p>		

II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員研修の方針を定め、職員が主体的に自己成長できるよう計画的に研修を行っている。また、社会福祉士や心理職の配置など必要な人員体制を整えている。</p> <p>今後は、保育士の養成校などとの連携を強化しながら、福祉人材の確保につなげるとともに、施設の将来を担う管理的職員の育成に努めてほしい。</p>		
15	II—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の理念・方針に基づいた人材育成に取り組んでおり、定期的に職員との面談の機会を設けるなどして、適材適所の人員配置ができるよう努めている。</p> <p>しかし、昇進・昇格などの人事基準が職員に周知されているとは言い難く、施設が求める職員像も職位・職責に応じたものとはなっていないため、職員自らが将来のキャリアを描くことができるように総合的な人事管理に取り組んでほしい。</p>		
II—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>これまでも職員の意見を取り入れ、有給休暇を取得しやすくするための規則改正や、インフルエンザワクチン接種の補助など福利厚生充実の充実に努めてきた。</p> <p>さまざまな困難ケースを抱える児童養護施設職員の特性を踏まえ、今後は職員の心身の健康に十分配慮した運営に努めてほしい。</p>		
II—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の経験年数を踏まえ、研修や講座の参加履歴を確認したうえで、計画的に研修参加を促している。また、個別面談を通じて職員一人ひとりの目標管理も行っている。</p> <p>今後は、職員個々の研修ニーズ（求められる能力と現有能力の差）を把握するとともに</p>		

に、職員が職位・職責に応じて成長できるよう組織的に取り組む必要がある。		
18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員研修の方針に、OJT 及び OFF-JT の内容を定めて職員に周知し、計画的な職場研修の実施に努めている。</p> <p>今後は、施設における職場研修の総合的な評価を行うとともに、職員に必要とされる専門的技術や知識を研修計画に明示してほしい。</p>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>2～3ホーム毎に配置しているユニットリーダーがホーム長、各ホーム長及びホーム職員と相談できるようスーパービジョンの体制を整えている。</p> <p>今後は職員一人ひとりの研修ニーズを把握したうえで個別研修計画を作成し、意図的・計画的な OJT に取り組む必要がある。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士をはじめとする福祉人材の養成に協力する責務を果たすために、毎年、養成校と連携し実習生の受入れを行っており、受入れ方針なども整備されている。</p> <p>今後は、施設内における実習指導者のさらなる資質の向上や、養成プログラムの再整備に努めてほしい。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設のホームページには、法人の概要や沿革を始めとし、財務状況や公益的な取組などの必要な情報が掲載されており、タイムリーに新着情報を更新するよう努めている。</p> <p>また、広報誌は広く関係機関に配布されており、ホームページ上にも公開されている。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の経理事務や職務分掌が明文化されており、定期的に会計事務所の指導を受けながら、経営改善に努めている。</p> <p>近年は、小規模児童養護施設の開設など分散化を進めているため、今後は内部監査を実施するなど内部統制の強化にも努めてほしい。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の育成会が中心となっていく通学路の除草作業に参加するなど、地域の一員としての役割を果たしている。</p> <p>現在、学校の友人が施設に遊びに来れる環境にはないが、施設を社会資源の一つとして提供したい思いはあり、施設建替え後の新たな展開に期待したい。</p>		
24	II—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設ではボランティア受入れ方針を策定しており、学習支援や外出時の同行支援等のボランティアが活動している。</p> <p>その一方で、学校教育等への協力に関する基本姿勢の明文化はされていないため、児童養護施設も社会資源の一つという観点から、施設職員の派遣等も想定した取組が求められる。</p>		
II—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>要保護児童対策連絡地域協議会や福祉施設連絡協議会などを通じて関係機関・団体と連携を図り、それらの情報は職員会議において共有している。</p> <p>また、地域でのネットワークによって、施設退所後の子どもが地元就職するなどアフターケアに通じた事例もあった。</p>		
II—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>令和元年から市内の福祉施設や行政区も参加した「福島地域福祉ネットワーク会議」を結成し、さまざまな地域課題や福祉ニーズを把握している。</p> <p>また、法人内にある児童家庭支援センターを通じて、地域の子どもや家庭からの個別の相談に応じ、個別の福祉ニーズの把握へとつながっている。</p>		
27	II—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設がある地域は高齢化率が高く、耕作放棄地も多いため、「福島地域福祉ネットワーク会議」を通じ行政区と連携しながら移動支援や農福連携に取り組んでいる。</p> <p>また、施設の地域交流ホールが市の防災計画の一時避難所として位置づけられており、</p>		

今年度は行政と協議しながら防災マップの作成にも取り組んでいる。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年度作成する「養育支援計画」の基本方針は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を重んじ、子どもを尊重する養育・支援を実施することが明示されている。</p> <p>今年度は全職員が参加する「子どもの権利擁護に係る委員会」を立ち上げる予定があり、本委員会の中で子どもの尊重等に関する定期的な状況の把握や評価等を行ってほしい。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「全国児童養護施設協議会倫理綱領」にもとづき、子どもたちの居室配置の工夫など子どものプライバシー尊重と秘密の保持において取り組んでいる。</p> <p>今後は、施設のプライバシー保護に関する取組について、子どもに向けてわかりやすく説明するとともに、保護者に対してより一層の周知に努めてほしい。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時にはしおりを用いて、子どもや保護者に対してわかりやすく説明を行っている。また、ホームページにおいても様々な内容を掲載し、積極的に情報を提供している。</p> <p>今後、入所時のしおりには子どもの視点のみならず、保護者に向けた内容についても盛り込み、児童養護施設に対する理解を深める一端としてほしい。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設入所時には事前に関係職員が児童相談所へ訪問し、子どもやその保護者と面談する際には、環境変化の不安が和らぐような説明や配慮を行っている。</p> <p>しかし、意思決定が困難な子どもや保護者への配慮が求められる場面が多くなることが予想されるため、心理療法士や家庭支援専門相談員と共に、援助方法をルール化し、適正な説明や運用が図られるよう取り組んでほしい。</p>		

32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の内容の変更や措置変更の際は、児童相談所との連携を中心に、子どもの不安や不利益が生じないように配慮している。退所後の関わりについては、児童家庭支援センターなども案内したうえで、状況によってはこれまで関わりがあった職員も相談に応じ、支援を継続している。</p> <p>今後は、必要とされる手順や引継ぎ文書を定めてほしい。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年2回の嗜好調査や長期休み前の個別の相談面接など、子どもの要望を把握する定期的な仕組みがある。また、子どもからのニーズが高い携帯電話の所持についても、一定の基準を子どもに示し、職員間で協議した上でその利用を許可している。</p> <p>今後は、子どもから上がるさまざまな要望を分析・検討し、子どもが参画できる検討の場を設置するなど、更なる満足度の向上につなげてほしい。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設では苦情を「(当事者の) 困りごと」ととらえて、苦情解決の仕組みを確立しており、各ホームのリビング等に相談先や方法を掲示している。</p> <p>今後は、保護者に対しても苦情解決の仕組みを周知するとともに、ホームページ上においてプライバシーに配慮した結果等の公表も検討してほしい。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情(困りごと)の種類によって相談先が変わること、日常の相談においては話せる職員に相談することなどが詳しく説明がされた文書が各ホームに掲示されている。</p> <p>今後は、子どもの意思表示について支援するとともに、子どもと第三者委員が直接話ができる機会を設けるなど、苦情(困りごと)の相談がしやすい環境を積極的に整えてほしい。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や苦情に対して、施設全体で協議・検討し、解決及び保護者へのフィードバック、その後の施設における養育・支援の見直しなどに繋がられている。</p> <p>今後は、相談や苦情件数があった際に記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアルの整備を行ってほしい。</p>		

Ⅲ—1—（5）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—（5）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の安全管理規程のもと、ヒヤリハット事案があれば毎朝の打合わせで確認し、職員会議で周知し、改善策等に取り組んでいる。</p> <p>今後、リスクマネジメントに関する委員会等の設置のもと、ヒヤリハットの事案の更なる収集に努め、よりリスクに対する職員の意識向上に努めてほしい。</p>		
38	Ⅲ—1—（5）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症予防マニュアルにおいてさまざまな感染症の特徴や対応について定め、子どもに対する日常的な予防策については看護師や直接処遇職員が中心となり行っている。</p> <p>また、新型コロナウイルスの対応についても、別途マニュアルを定め、子どもの感染が分かった場合には、使用していない部屋を隔離部屋として活用するなどして拡大防止に努めた。</p>		
39	Ⅲ—1—（5）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の立地条件をふまえ、噴火・風水害・地震等の対策マニュアルをそれぞれ定めている。また毎月の避難及び消火訓練は、噴火・地震・水害・原子力災害など様々な災害を想定して実施している。</p> <p>なお、災害発生時の事業継続計画（BCP 計画）はまだ作成中であり、その完成に期待したい。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は養育支援計画として定め、毎年度全職員が関わる形で見直し・検討を行い、年度初めの職員会議において周知している。</p> <p>今後は、標準的な実施方法に適していない養育・支援が確認された場合、施設としてどのように対応するかを定めておく必要がある。</p>		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は、定期的に検証・見直しなどがされる仕組みがあり、全職員が携わる形で毎年度実施されている。</p>		

<p>今後は、子どもたちに対する利用者アンケート等を行うなど、施設全体の仕組みとして子どもの意見や提案が反映されることが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は、担当職員・心理療法士・家庭支援専門相談員が中心となって行うアセスメントのもと、ホーム長が作成し、ユニットリーダー・支援総括の修正・確認を経て、常務・施設長の最終確認の上で作成する。作成の際は、子どもの日頃の様子から、性格や行動面で良くなった部分に着目し、また支援困難な部分はその後の子どもの養育・支援における取り組むべき課題として落とし込んでいる。</p> <p>今後も、子ども一人ひとりのニーズをより一層汲み取れるよう更なる工夫を期待したい。</p>		
43	<p>Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・b・c
<p>5月に作成をした自立支援計画の評価・見直しは、10月と2月に再評価を行っている。</p> <p>この自立支援計画の策定・評価の見直しのプロセスには、全職員が参画しており、子どもに対する共通の認識を形成する仕組みとなっている。</p>		
<p>Ⅲ—2—（3）養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの養育・支援等に関する情報は、ネットワークシステムで管理されている。日々のケース記録は子どもが居住するホーム担当者が毎日記入している。</p> <p>また、書き方については職員会議で伝えられ、迅速な伝達が必要な事柄は複数の伝達手段を活用して情報を共有する仕組みが整備されている。</p>		
45	<p>Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録の管理体制は、「個人情報管理規程」や「個人情報保護に関する方針等について」において定めている。また、日常的な子どもの記録はパスワードにて管理された専用システムで統一され、子ども毎に作成された冊子ファイルは事務室にて鍵とで保管している。</p> <p>今後は、子どもや保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程を整備してほしい。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護に関する方針に基づき対応しており、職員は人権擁護チェックリストで、年2回、日頃の取組について確認している。</p> <p>また、権利侵害の防止と早期発見するための具体的取組としては、ホーム会議などを活用している。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に「子どもの権利ノート」が児童相談所より配布され、施設では隔年でCAP研修を開催し、子どもや職員の理解促進に努めている。</p> <p>また、子どもの理解を助けるために、分かりやすい掲示物を用意するなど、互いに思いやりをもって接することができるよう支援している。</p>		
A—1—（3）生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>生い立ちや家族の状況については、子どもの発達段階に応じ、児童相談所や心理療法士と連携して、伝えるタイミングや内容を精査しながら対応している。</p> <p>また、個別のアルバム作成を通じて成長過程の記録に努め、子どもの希望に応じていつでも閲覧でき、誕生お祝い会などを活用しながら、これまでの成長を振り返る機会となるよう取り組んでいる。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉖・c
<p><コメント></p> <p>就業規則において厳正に処分する仕組みがあり、職員には職員会議を通じて不適切なかかわり防止を周知している。</p> <p>今後は、不適切なかかわりを発見した際の対応や被措置児童等虐待の届出・通告があった際の手続きや様式を明文化しておくことが望ましい。</p>		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前に、職員が入所のしおりに持参し、施設での生活について丁寧に説明し、子どもの好みや意向を確認し、尊重しながら生活に必要なものを準備するなど不安の軽減に努めている。</p> <p>また、法人内で居室（ホーム）の変更があった際は、以前担当だった職員が宿直を担当したり、創立記念日やクリスマス会などの行事を活用するなど、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう支援している。</p>		
A⑥	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>進学・就職の時期を目安に、本人の希望や家庭環境、抱える課題などを考慮しながら検討し、子どもが自己選択した進路の実現に向けて取り組んでいる。</p> <p>今後は、退所者が小さな問題でも気軽に相談できる機会を設けることなどを検討してほしい。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、児童相談所が作成した児童記録票に基づき施設入所に至る背景の理解に努め、受容的・支持的な態度で寄り添いながら、子どもとともに課題解決に向けて取り組んでいる。</p> <p>また、ケース検討会（月1回）において、多面的に子どもの支援について考える機会を持っている。</p>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の小さな化に伴い、職員と子どもとの関係が深まり、個々の子どもの基本的欲求を把握しながら対応に努めている。</p> <p>また、各ホームは子どものリクエストにもとづき、イベント等を行える裁量を有している。スタッフルームの近くには夜目覚めてしまう子どもの居室を配置するなど、安心感が得られるよう工夫している。</p>		
A⑨	A—2—（1）—③ 子どもを信じて見守るという姿勢を大切に	①・b・c

	にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	
<p><コメント></p> <p>職員は、一日の生活の流れに基づき、子どもの日課への取組状況を確認しながら、定期的にホーム会議を行い、子どもたちが感じる問題や課題について主体的に検討する場を設けている。</p> <p>子どもが怒って施設の備品を壊した際など、職員と一緒に修繕に取り組むなど主体的に問題を解決していくよう働きかけている。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内に図書室を整備したり、真夏日にはDVD鑑賞や水鉄砲で遊べる機会を設けるなど、子どものニーズに可能な範囲で対応してきたものの、コロナ禍に加えて施設の建替えもあり資源を活用するのは難しい期間が続いていた。</p> <p>今後、感染状況や施設の建替えが落ち着き、子どもの学びや遊びを支援するボランティアの受入れが活発となることを期待する。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣が身につくよう、入浴の手順などを掲示したり、子どもと一緒に歯磨きするなど職員が工夫しながら取り組んでいる。スマートフォンの使用開始時期は、職員間での協議を経て高校2年生から使用できることとなっている。</p> <p>今後は、在園時から電話の対応をはじめ、インターネットやSNSに関する知識について体験をもって身につくことができるよう、子どもとの対話に努め、使用の開始時期やルールの見直しについて検討してほしい。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>令和4年度より各ホームでの毎食調理となり、より家庭的な雰囲気ですり食事ができるようになった。職員が調理する際には、子どもとのコミュニケーションが図られ、好みに応じた味付けにするなどの対応ができるようになり残菜も減少している。</p> <p>また、年2回の嗜好調査に基づいた献立や季節、イベントに応じた食事が提供されるなど、基本的な食習慣の習得に向けた取組が行われている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>衣類に関する方針に基づき、清潔で、成長や季節に合った衣服を提供するとともに、衣</p>		

<p>服を通じて適切に自己表現できるよう支援している。中高生になると、予算の中で自分が希望する衣服を着用できるよう購入にあたっての支援を行うとともに、洗濯やアイロン等の管理も自らできるように支援している。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		
A⑭	<p>A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>㉓・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>一日の生活の流れの中に、清掃の時間が設けられており、共有スペースの清掃にあたっては担当を決めるなど、子どもと職員が協力して住環境の整備に努めている。</p> <p>また、各ホームに絵画や生け花などが飾られ、帰属意識が感じられる空間となっている。居室はカーテンで区切り、相部屋であっても個人の空間が確保できるよう配慮されており、破損した場合も速やかに修繕している。</p>		
<p>A—2—(5) 健康と安全</p>		
A⑮	<p>A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>㉓・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>定期的に健康診断や身体測定を行い健康管理を行ない、定期受診している子どもについては、医療機関と連携しながら適切な対応に努めている。</p> <p>また、福島県薬剤師会の協力を得て「子どもへの服薬講座」を実施するとともに、心理・情緒面の観点からも服薬チェック表を活用しながら、適切な服薬管理に努めている。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもの疑問や不安に対応するため、年齢や性別に考慮しながら、個別または数人単位で対応している。特に男子は、看護師協力のもと、性についての正しい知識と関心が持てるようプログラムを作成し数回に分けて実施した。女子は、初潮を迎える前に個別で月経記録ダイアリーを配布し説明している。</p> <p>今後は、子どもの年齢や発達に合わせた個別または集団での指導ができるよう、外部講師の派遣なども含めて検討いただきたい。</p>		
<p>A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員は子どもの良い点を見つけ、それを伝えようと努力しており、問題が起きた際には背景にあるものをくみ取りながら対応してきたが、事例によっては職員の負担が大きくなることもあった。</p>		

<p>行動上の問題をとった子どもへの対応にあたっては、特定の職員に大きな負担がかからないよう組織的な対応を引き続き検討してほしい。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>問題の発生予防のために施設内の構造や職員配置の点検など、改善に向けた取組を行うとともに、毎年度、子どもの顔ぶれや成長を確認しながら、その関係性・年齢・特性等を踏まえた生活グループの構成に努めている。</p> <p>引き続き、児童相談所や警察などの関係機関との連携・協力が効果的に発揮されるよう話し合いを重ねてほしい。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法士は常勤と非常勤の2名を配置し、自立支援計画に基づいた個別心理療法を行うとともに、必要に応じて心理検査や発達検査の心理アセスメントを行っている。</p> <p>また、心理職と職員間との連携も図られ、例年、全職員を対象とした研修を行うなど、有効な心理的支援になるよう施設全体で取り組んでいる。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>それぞれの居室に個別の学習環境を整えるとともに、職員は学校の懇談会や教育相談に参加して子どもの学力を把握し、施設としての学習支援につなげている。</p> <p>特に、中学生は希望に応じて学習塾を利用したり、家庭教師やボランティアによる個別指導を行うなど、学力や意欲に応じた目標を設定して取り組んでいる。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>外部テスト(新教研)を活用し進路選択に役立てるとともに、保護者や学校、児童相談所等との関係機関と連携を図り、進路選択への支援を行っている。</p> <p>また、大学や専門学校に進学を希望する子どものために、教育積立金制度を設け運営委員会を設置するとともに、奨学金などの活用も検討しており、引き続きその周知と活用に努め、経済的に安心して進路選択ができるよう積極的に支援してほしい。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学校を通じた職場実習・職場体験では、学校と情報共有を図りながら個別指導を行っており、自立に向けた支援の一環として資格取得を奨励している。</p> <p>今後は、就労先確保に向けた実習・体験先の開拓を行うとともに、特にアルバイトは有</p>		

<p>効な社会経験となるため、施設内において十分話し合い、今後の方向性を検討いただきたい。</p>		
<p>A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A⑳	<p>A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員2名を配置し相談窓口を設けており、家族との交流にあたっては、子どもの安心・安全を最優先に段階的に取り組むとともに、家族との交流後は、保護者に対する振り返りアンケートで、保護者のニーズ把握に努めている。</p> <p>今後は、相談窓口や支援方針の説明にあたっての資料を作成するなど、保護者に向けてもれなく情報を提供できるよう努めていただきたい。</p>		
<p>A—2—(11) 親子関係の再構築支援</p>		
A㉑	<p>A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>親子関係の再構築にあたっては、家庭支援専門相談員が中心となり、ケースの見立て、改善すべき課題の絞り込みを行い、支援方針を明確にして施設全体で共有し、児童相談所との連携を図りながら取り組んでいる。</p> <p>今後は、本館内に設置予定の親子生活訓練室の活用方法や家族療法事業の実施に向けて、家族との関係継続、修復、養育力の向上に取り組むことを期待する。</p>		